

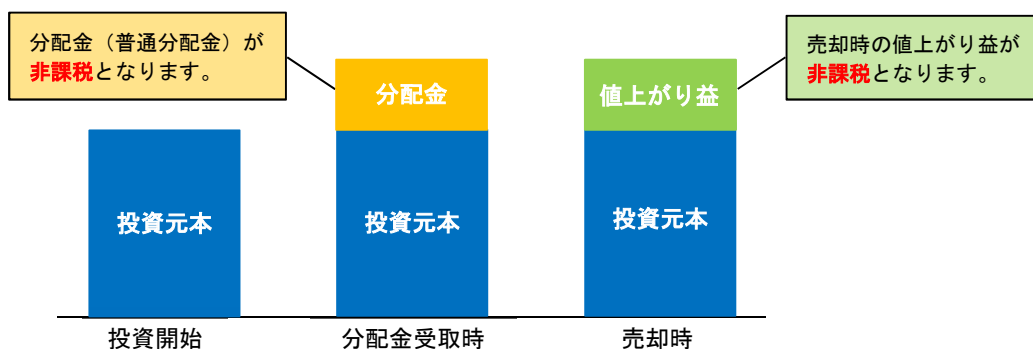
一般 NISA・つみたて NISA ご利用のご案内

1. 制度内容

NISA（少額投資非課税制度）とは、個人投資家のための税制優遇制度で、非課税口座内で毎年一定金額の範囲内で購入した公募株式投資信託等から得られる収益分配金等の利益が非課税となります。

20歳以上の方が利用できる NISA には「一般 NISA」と「つみたて NISA」があり、目的にあわせて選ぶことができます。同一年内に併用することはできませんが、年単位で切替えることができます。

	一般 NISA	つみたて NISA
口座開設者	日本にお住まいの 20 歳以上の方 (口座を開設する年の 1 月 1 日現在)	
口座開設数	同一年において 1 人 1 口座 (金融機関等を変更した場合を除きます。)	
口座開設可能期間	2023 年まで	2042 年まで
投資対象	公募株式投資信託等	一定の要件を満たした 公募株式投資信託等
投資方法	・一括投資 ・積立投資（定時定額買付）	・積立投資（定時定額買付）
非課税対象	配当所得・譲渡所得等	
非課税投資枠	年間 120 万円	年間 40 万円
非課税期間	投資した年から最長 5 年間	投資した年から最長 20 年間
途中売却	制限なし	
非課税期間終了時	・翌年の非課税枠へ移管 ・課税口座へ移管 ・売却	・課税口座へ移管 ・売却 * 翌年の非課税枠への移管は不可

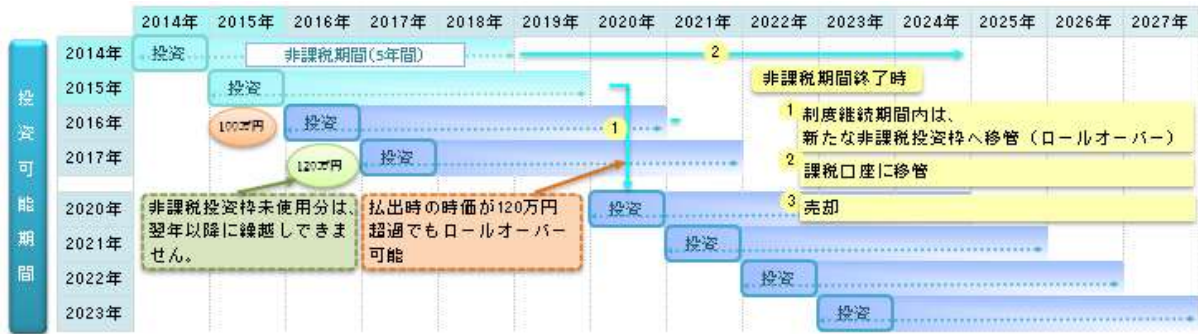


- ・ 非課税口座の損失はないものとされ、特定口座・一般口座等との損益通算はできません。(また、損失を繰越控除することもできません。)
- ・ 他の金融機関等に非課税口座内の投資信託を移管することはできません。
- ・ 元本払戻金（特別分配金）はそもそも非課税であり、NISA 制度によるメリットを享受できません。

NISA における非課税投資枠の利用基準日は、売買（再投資買付・償還を含む）の場合は「受渡日」、分配金の場合は「決算日」となります。

* 2024 年に NISA 制度は一部改正されます。概要は 2 ページをご参照ください。

一般 NISA



普通分配金・売却益が非課税

非課税投資枠（年間投資上限額）は年間 120 万円

非課税期間は投資した年から最長 5 年間

< 買付・定時定額取引 >

非課税投資枠 120 万円の範囲内で非課税口座に受入れし、購入金額の合計額が非課税投資枠を超えた場合は、超過部分を特定口座または一般口座に受入れます。

< 再投資買付（累投コース） >

非課税口座内で保有している投資信託の分配金は、非課税投資枠 120 万円の範囲内で非課税口座にて再投資され、非課税投資枠を超えた場合は、特定口座または一般口座で再投資されます。

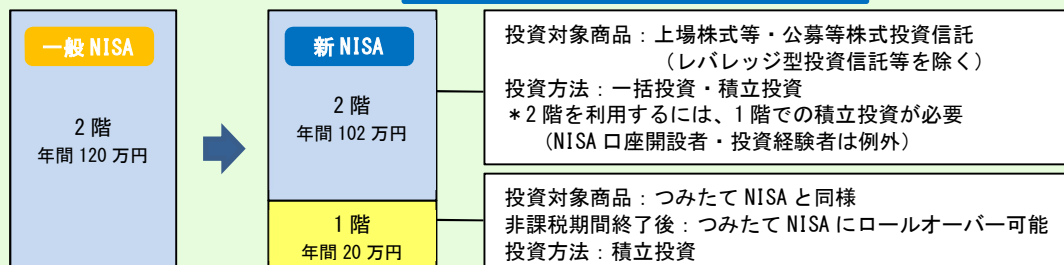
< 非課税期間終了時のお手続き >

- ・ 翌年の非課税枠へ移管（ロールオーバー）する場合は、非課税期間が終了する年の 11 月末までにお手続きが必要になります。
- ・ 特定口座を開設されていて一般口座に移管する場合は、お手続きが必要になります。
- ・ 上記以外の場合は、お手続きは必要ありません。

一般 NISA から新 NISA への制度改正

「一般 NISA」は、新規投資が 2023 年で終了し、2024 年から「新 NISA」へ移行し、2024 年から 2028 年まで口座開設が可能な 2 階建ての制度が始まります。

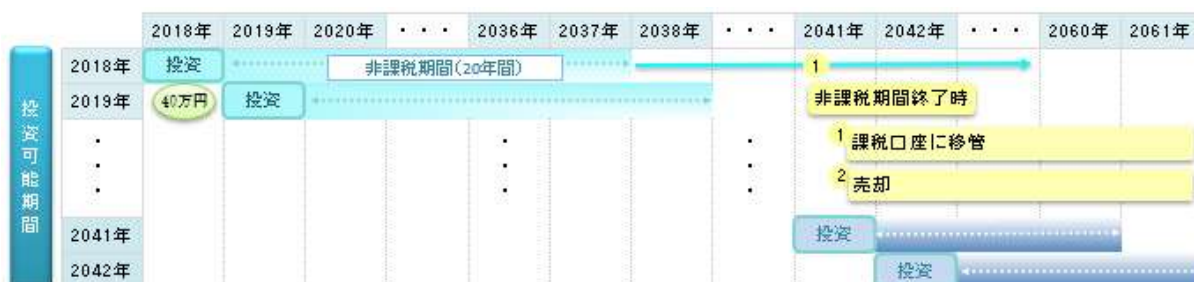
新 NISA のイメージ



- ・ 「一般 NISA」から「新 NISA」へのロールオーバーは、「新 NISA」で受入れることができる商品に限り、2 階部分にロールオーバーできます。
- ・ 2023 年末時点で一般 NISA 口座を開設している場合、2024 年に新 NISA の口座が自動開設されます。

* 今後、「新 NISA」制度の開始までの間に、内容が変更となる可能性があります。

つみたて NISA



普通分配金・売却益が非課税

非課税投資枠（年間投資上限額）は年間 40 万円

非課税期間は投資した年から最長 20 年間

対象商品は長期の積立・分散投資に適した投資信託

投資方法は積立投資（定時定額）に限定

年間買付金額（※）が非課税投資枠を超えるお申込みはできません。非課税投資枠を超過する場合、定時定額の引落とし（買付）は行いませんのでご注意ください。

なお、分配金再投資買付により非課税投資枠を超えた場合は、特定口座または一般口座に受入れます。

※ 年間買付金額は以下のとおり計算します。年の途中で契約を開始・終了する場合も同様です。

$$\text{年間買付金額} = \text{毎月の引落金額} \times (\text{12 ヶ月} - \text{特定月の月数}) + \text{特定月の引落金額合計}$$

- ・ 「つみたて NISA」で買付した投資信託の信託報酬等の概算値を、原則として年 1 回通知します。
- ・ 基準経過日（利用開始日から 10 年経過後およびその後 5 年経過ごとの日）における氏名・住所を確認させていただきます。基準経過日から 1 年以内に再確認できない場合には、「つみたて NISA」への投資信託の受入れができなくなりますのでご注意ください。

2. 口座開設のお手続き

新規開設

- ・ 口座開設には、投資信託口座が必要です。
- ・ 非課税口座のお申込みを当金庫がお手続きした当日に非課税口座を開設し、お取引が可能になります。

※ インターネットバンキングでは、税務署への申請が承認され、「投資信託口座情報」に「NISA 口座開設済」と表示されている場合に、非課税口座の取引のお申込みが可能になります。

- ・ 他の金融機関や当金庫で既に非課税口座（一般 NISA・つみたて NISA）を開設済または開設申請中でないことをご確認のうえ、お申込みください。
* 以前に非課税口座のご利用や開設のお手続きをされたご経験がないかについても、ご確認ください。
- ・ 二重口座等により税務署への申請が承認されなかった場合には、当金庫より開設不可の通知をご郵送します。この場合、非課税口座で買付した投資信託は当初から課税口座で買付したものとしてお取り扱いし、買付した投資信託から生じる配当所得および譲渡所得等については、遡及して課税されます。

再開設・再設定

金融機関変更により当金庫に非課税口座を開設する場合、廃止した当金庫の非課税口座を再度開設する場合（再開設）、または当金庫に非課税口座を開設しているお客様が「一般NISA」・「つみたてNISA」を設定する場合（再設定）は、再開設・再設定する年の前年10月1日から1年以内に、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」と当金庫所定の申込書のご提出が必要になります。

3. 出国時のお手続き

当金庫は、お客様が一時的に出国する場合に、非課税口座での残高を継続保有することを可能とする特例措置の対応を行っていないため、非課税口座を廃止していただくことになります。

【NISAについての留意事項】

- ・ 日本にお住まいの20歳以上の個人の方（口座開設年の1月1日時点）が対象です。
- ・ NISA口座は、すべての金融機関等を通じて、同一年において1人1口座に限り開設することができます。（金融機関を変更した場合を除きます。）
- ・ 一定の手続きのもとで金融機関を変更することが可能ですが、金融機関の変更を行い、複数の金融機関に口座を開設したことになる場合でも、各年において1つの口座でしか購入することができません。
- ・ NISA口座内の投資信託等を異なる金融機関に移管することはできません。なお、金融機関を変更しようとする年分の非課税投資枠を利用していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。
- ・ 二重口座が判明した場合は、買付した投資信託等は当初から課税口座で買付したもものとして取扱われ、当該投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得等は、遡及して課税されます。
- ・ NISA制度では、損失は税務上ないものとみなされ、特定口座や一般口座との損益通算はできません。また、損失の繰越控除もできません。
- ・ NISA制度では、非課税投資枠（NISA：年間120万円、つみたてNISA：年間40万円）が設定されており、投資信託等を売却した場合、その分の非課税投資枠の再利用はできません。また、非課税投資枠の残額を翌年以降へ繰越すこともできません。
- ・ 投資信託における分配金のうち元本払戻金（特別分配金）はそもそも非課税であり、NISA制度によるメリットを享受できません。
- ・ 特定口座や一般口座で保有している公募株式投資信託等をNISA・つみたてNISA口座へ移管することはできません。
- ・ 当金庫では、NISA・つみたてNISA口座の開設にあたっては「投資信託取引口座」が必要です。
- ・ NISAとつみたてNISAは選択制であり、同一年に併用することはできません。

お申込みにあたっては、「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」の内容をよくお読みください。

中央労働金庫

登録金融機関（登金）第259号

- ◆ 投資信託は預金保険の対象ではありません。〈ろうきん〉で取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ◆ 投資信託は、預金ではなく、元本の保証はされていません。
- ◆ 投資信託の運用による損益は、投資信託を購入したお客さまに帰属します。
- ◆ 投資信託の取扱いは〈ろうきん〉が行いますが、投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。
- ◆ 投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により、基準価額は変動します。よって元本および収益金が保証されておりません。
- ◆ 投資信託は、申込時に「購入時手数料」、換金時に「信託財産留保額」および「換金手数料」、運用期間中は「信託報酬」および「その他の費用（監査報酬等）」などがかかります。ただし、これら費用は各ファンドにより異なりますので、料率、上限額等を表示することができます。必ず各ファンドの目論見書等をご確認ください。また、当該手数料等の合計額についても、ファンドによって、またファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
- ◆ 過去の運用実績は、将来の運用結果を約束するものではありません。
- ◆ 投資信託をご購入の際は投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補充書面をご確認のうえご自身でご判断ください。
- ◆ 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフの規定の適用はありません。